

# 「くらしの安心ネットとやま」について

## 1 設立趣旨

ネットワークを構成する団体相互の連携によって、広域化、複雑化、多様化する消費者問題に対して適切かつ迅速に対応し、被害の未然防止、早期救済を図り、安心・安全な消費生活の実現をめざす。

- ・ 被害を受けないための有効な方策は、県民への迅速かつ的確な情報提供と、県民が自立した主体として行動できるように、広報・啓発活動を行うことが重要です。
- ・ 消費生活相談の現場には、経済社会の変化を反映した緊急情報や消費者教育に必要な素材が蓄積されているので、それらを集約・整理して県民への的確な情報提供を行うとともに、課題を抽出して消費者教育に活用するなど、相談情報を活用した啓発活動を展開することが有効です。
- ・ こうした情報提供や啓発活動を推進するに当たっては、消費者問題が県民生活の全般にわたって広範囲であること、若者や高齢者など消費者の年齢や特性への配慮が必要であること、被害拡大のために特に迅速な対応が必要となる場合があること、などから、関係機関・団体が協働・連携することが重要であり、そのために、ネットワークを組織して、相互に連携して取り組むこととするものです。

## 2 構成団体

県内の関係行政機関、福祉団体、消費者団体等で、設立目的に賛同し、ネットワークの活動に協力できる団体。

## 3 活動内容

- (1) 消費者問題に関する情報を共有する活動
- (2) 消費者の自立を支援する広報・啓発活動
- (3) 消費者被害の迅速な対応を図るための連携強化に関する活動
- (4) その他ネットワークの目的を達成するために必要な活動

## 「くらしの安心ネットとやま」規約

### (目的)

第1条 この規約は、富山くらしの安全・安心ネットワーク(以下「本会」という。)の目的、活動、入退会等に関して定めるものとする。

2 本会は、広域化、複雑化、多様化する消費者問題に対して適切かつ迅速に対処するため、関係行政機関、福祉団体、消費者団体等によるネットワーク組織を結成し、相互の連携を図りながら消費者被害の未然防止、早期発見、迅速な救済等を推進することにより、安心・安全な消費生活の実現をめざすことを目的とする。

### (活動)

第2条 本会は、前条に定める目的を達成するために次に掲げる活動を行う。

(1) 消費者問題に関する情報を共有し、必要に応じて提供する活動

(2) 消費者の自立支援に関する広報・啓発活動

(3) 消費者被害の迅速な対応を図るための連携強化に関する活動

(4) その他ネットワークの目的を達成するために必要な活動

### (事務局)

第3条 本会の運営に関する事務を処理するため、富山県消費生活センターに事務局を置く。

### (会員)

第4条 本会の会員は、関係行政機関、福祉団体、消費者団体、事業者団体等のうち、第1条第2項に定める目的に賛同し、第2条に定める活動に参画できる団体とする。

### (入会)

第5条 本会に入会しようとする団体は、別記1による参加申込書を事務局に提出するものとする。

### (退会)

第6条 本会を退会しようとする団体は、別記2による退会届を事務局に提出するものとする。

### (会費等)

第7条 本会の会費は無料とする。ただし、本会の活動に参画するために必要な経費は会員の負担とする。

## 附 則

### (施行期日)

この規約は、平成18年9月29日から施行する。

# くらしの安心ネットとやま

平成 18 年 9 月 29 日設立

～守らんまいけ とやまのくらし～

(平成 22 年 7 月現在)

## 県民

### (福祉関係団体)

(社福)富山県社会福祉協議会  
富山県民生委員児童委員協議会  
富山県ホームヘルパー協議会  
富山県地域包括・在宅介護支援センター協議会  
富山県介護支援専門員協会  
(社福)富山県視覚障害者協会  
(社)富山県身体障害者福祉協会  
富山県精神障害者家族連合会  
(社福)富山県聴覚障害者協会  
富山県デイサービスセンター協議会  
(社)富山県手をつなぐ育成会

### (消費者団体等)

富山県消費者協会  
富山県消費者団体連絡会  
富山県人権擁護委員連合会  
富山県生活協同組合連合会  
(社)富山県労働者福祉事業協会  
富山県婦人会  
(財)富山県防犯協会  
(財)富山県老人クラブ連合会  
NGO・NPO ネットワークとやま

情報提供

啓発



富山県消費生活推進リーダー

富山県くらしのアドバイザー

県教育委員会

連携

総務省北陸総合通信局

連携

県警察本部

連携

くらしの安心情報 配信!



情報配信  
広報・啓発

県民生活課

相談  
要望

県消費生活センター

連携

市町村

協力  
連携

消費生活相談窓口

### (協力機関)

富山県弁護士会  
日本司法支援センター  
富山地方事務所  
富山県司法書士会  
(社)成年後見センター・  
リーガルサポート富山県支部  
とやま住まい情報ネットワーク  
富山県金融広報委員会  
(社)富山県宅地建物取引業協会